

# 農業者の皆さん、 新東京都GAP認証制度 に取り組みましょう！

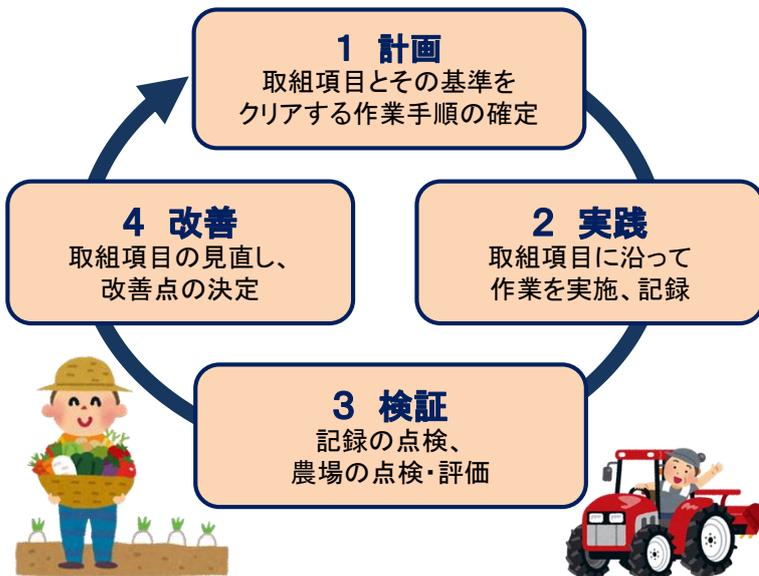
## ■新東京都GAP認証制度とは

農林水産省の「国際水準GAPガイドライン」に準拠した、都の新たなGAP認証制度です。

これまでの東京都GAPでは「食品安全」「労働安全」「環境保全」の3つの観点から取組を推進してきましたが、新東京都GAPは、国際的にも一般的となっている「人権保護」「農場経営管理」の分野を加えた5つの観点から、農業者が環境への負荷を減らしながら効率的な生産管理を適切に行えるよう後押ししていきます。

また、認証農産物の流通拡大に向けて、様々な支援を実施していきます。

## ■GAPの取組み方と新東京都GAPの取組項目の例



このサイクルを繰り返し実践することにより  
より良い農業を目指します！

### 【取組項目の例】

- 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて、実施していますか。
- 異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施していますか。
- 温室効果ガスの削減に資する取組を行っていますか。
- 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐため、農薬使用計画を策定していますか。

## ■新東京都GAP認証取得のメリット

- 消費者に安心してもらえる、販売先の信頼性向上など、経営上有利になることが期待されます。
- 認証の取得や維持に係る施設・備品の整備等に必要な経費については補助制度があります。
- 認証農産物については、大規模商談会への出展、小売店でのPR販売イベントを行います。また、認証取得者とバイヤーとのマッチング商談会を実施します。

# 新東京都GAP認証を取得するには

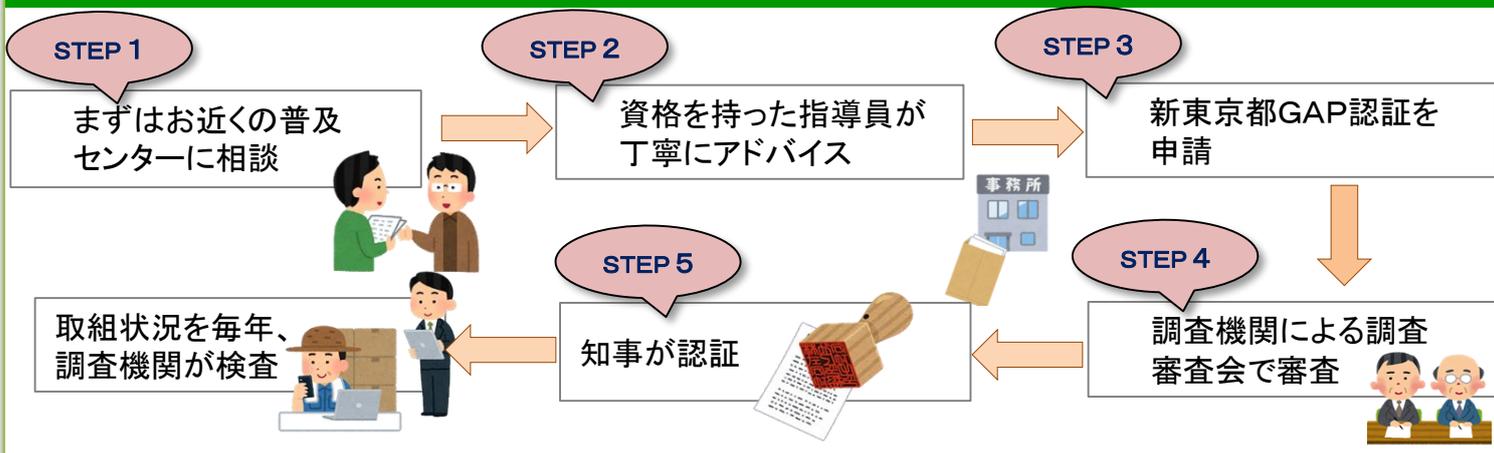
## ■ 認証制度の概要

- (1) 対象者：都内で農産物を生産する農業者等
- (2) 作物分類：「青果物」「茶」 ※「青果物」には、野菜及び果樹を含みます。
- (3) 点検内容：「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農業経営管理」等、約70の取組事項で構成
- (4) 認証費用：無料
- (5) 有効期間：認証から5年間(毎年、自己点検が必要です。5年に1回の現場調査があります) \*認証取得者は、毎年、GAPセミナー等の研修会に参加できます。
- (6) 申請窓口：(公財)東京都農林水産振興財団 地産地消推進課
- (7) 申請支援：農業改良普及センター
- (8) 調査機関：(公財)東京都農林水産振興財団

## ■ 差分項目のみの調査による新東京都GAPへの移行

東京都GAP認証取得者で、認証期間が概ね1年以上ある方は、新東京都GAPチェックシートの差分項目のみの調査で、新東京都GAP認証を取得することができます。ただし、認証期間は東京都GAPの残存認証期間までとなります。(申請期間は、令和6年12月まで)

## ■ 認証までの流れ



※詳細は東京都ホームページをご覧ください  
(東京都におけるGAP推進(農業者向けページ))

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/anzen/gap/gapnougyousha/>

QRコードはこちら→



### 【お問い合わせ】

- 東京都農業振興事務所 振興課  
〒190-0022 立川市錦町3-12-11  
☎042-548-5052
- (公財)東京都農林水産振興財団 地産地消推進課  
〒190-0013 立川市富士見町3-8-1  
☎042-528-0510
- 東京都 産業労働局 農林水産部 食料安全課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
☎03-5320-4834
- 中央農業改良普及センター  
〒187-0002 小平市花小金井1-6-20  
☎042-465-9882
- 西多摩農業改良普及センター  
〒198-0024 青梅市新町6-7-1  
☎0428-31-2374
- 南多摩農業改良普及センター  
〒192-0364 八王子市南大沢2-2パオレビル6階  
☎042-674-5971